

# 川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

中卒者、高校中退者等ひとり親家庭の親又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

## 制度を利用できる方

川崎市にお住まいの20才未満の子どもを養育するひとり親家庭の親又はその家庭の20才未満の子どもで、次の要件をすべて満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準の方
- ② 大学入学資格を取得していない方
- ③ 適職に就くために必要と認められる方
- ④ 原則として、過去に受給していない方

## 給付金の内容

- **受講開始時給付金**：対象講座の受講料等の3割相当額（上限7万5千円、下限4千円）を、講座開始時に支給
- **受講修了時給付金**：対象講座の受講料等の4割相当額から受講開始時給付金を差し引いた金額（受講開始時給付金と合わせて上限10万円、下限4千円）を、受講修了時に支給
- **合格時給付金**：対象講座の受講料等の2割相当額（受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合は合わせて15万円が上限）を、受講終了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給

## 対象講座

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、川崎市長が適当と認めたものが対象です。

## 講座指定申請・支給申請について

### 1 講座指定申請

講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブでプログラム策定員と面接の上、講座指定申請手続きをします。

【必要書類】

- ① 児童扶養手当証書（受給していない方は市県民税の課税・非課税証明書）
- ② ひとり親家庭の親と子の戸籍謄本（全部記載）
- ③ 世帯全員の住民票（全部記載）
- ④ 受講講座のパンフレット等
- ⑤ 養育費に関する申告書

### 2 支給申請 こども家庭課あてに必要な書類を郵送し、支給申請を行います。

■ **受講開始時給付金**：講座開始後**30日以内**に次の書類を郵送し申請します。

- ① 支給申請書
- ② 講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）※領収書原本は後日返却します。

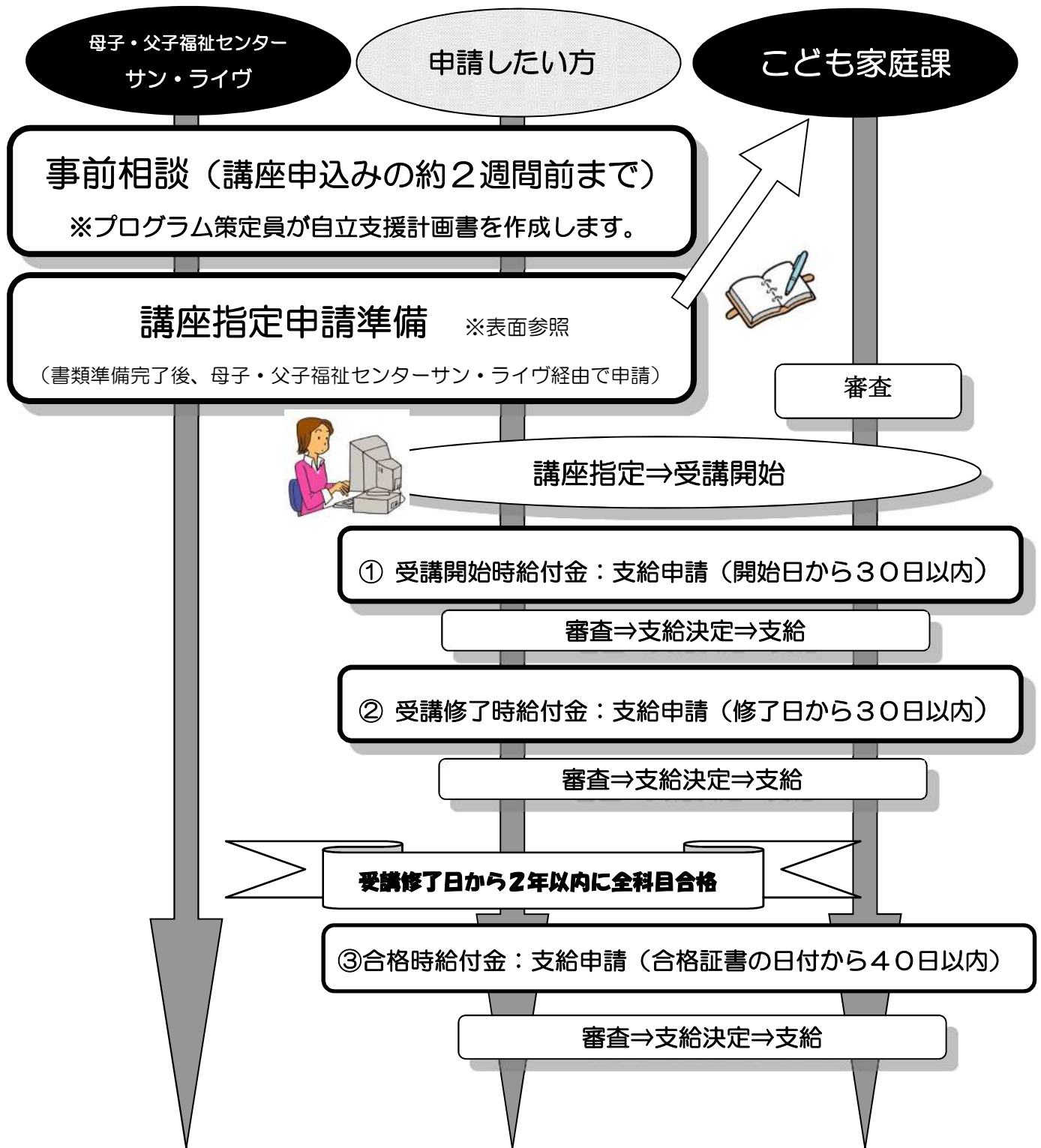
■ **受講修了時給付金**：講座修了後**30日以内**に、次の書類を郵送し申請します。

- ① 支給申請書
- ② 講座修了証の写し
- ③ 講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）※領収書原本は後日返却します。

■ **合格時給付金**：合格証書に記載されている日付から**40日以内**に、次の書類を郵送し申請します。

- ① 支給申請書
- ② 文部科学省が発行する合格証書の写し

# ～受講開始時給付金等受給までの流れ～



【ご注意ください】それぞれの期間内に申請がない場合に支給対象は支給対象となりません。

申請や事前の御相談については母子・父子福祉センターサン・ライヴ

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話 : 044-733-1166

制度所管はこども未来局こども支援部こども家庭課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 : 044-200-2672